

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第60号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

重度心身障害者医療費支給制度は、身体障害者及び知的障害者の一部を対象とし、精神障害者を対象外としており、この不均衡を解消するため、次に掲げる精神障害者を重度心身障害者医療費支給制度の対象としました。

- 1 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害等級が1級であるもの
- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で障害等級が2級であるもののうち、直近の精神障害者保健福祉手帳の認定又は障害等級の変更を受ける前の障害等級が1級であったもの
- 3 身体障害者手帳の交付を受けた者で障害等級が3級であって、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で障害等級が2級であるもの
- 4 児童相談所等において知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で障害等級が2級であるもの

前述の措置を講じることに伴い、介護給付費又は特例介護給付費を支給する旨の本市の決定により次に掲げる施設に入所している重度心身障害者（3の施設に入所する者にあつては、老人福祉法第11条第1項第1号の規定により措置が採られた場合に限る。）をこの条例による医療費の支給の対象としました。

- 1 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム及び養護老人ホームをいう。）
- 2 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院をいう。）
- 3 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（地域密着型特定施設に該当する養護老人ホームをいう。）

また、その他規定を整備しました。

この条例は、令和6年8月1日から施行することとしました。ただし、改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付等の医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

なお、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療費について適用し、施行日より前に受けた医療費については、従前の例によることとしました。

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第60号

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「障害の」を「障害が」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第3号を同条第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、省令別表第5号に掲げる3級に該当する障害があり、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健福祉法施行令第6条第3項の表に掲げる2級に該当する障害があるもの

(7) 児童相談所等において、知能指数が50以下であると判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健福祉法施行令第6条第3項の表に掲げる2級に該当する障害があるもの

第2条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「精神保健福祉法施行令」という。）第6条第3項の表に掲げる1級に該当する障害があるもの

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健福祉法施行令第6条第3項の表に掲げる2級に該当する障害があるもののうち、第4条第1項の規定による申請の日前2年以内で直近の精神保健福祉法第45条第4項の規定による認定又は精神保健福祉法施行令第9条第1項の規定による障害等級の変更を受ける前の障害等級が1級であったもの

第3条第1項第2号に次のように加える。

オ 老人福祉法第11条第1項第1号の規定による市長の措置（別表第7号に掲げる施設に係る措置に限る。）

別表に次の3号を加える。

(5) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設

(6) 介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設

(7) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)